

令和8年6月1日

保護者 様

和歌山市立楠見中学校  
校長 尾前 真一

## 警報等発表時の措置について

平素は本校教育のため、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、暴風や大雨・地震などによる非常事態発生時における、お子様の登下校について、各ご家庭で戸惑われるようなことがあると思います。そのようなとき、学校へ問い合わせの電話が相次ぐと、学校としては十分な対応ができなくなり、緊急かつ必要な連絡ができず混乱をきたします。

そのため、学校としては次の事柄を基本として対応しますので、緊急な連絡がない限り、学校への問い合わせはご遠慮ください。

また、連絡があるときは「LINE スクール連絡帳」にて連絡させていただきます。

1. レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報・暴風警報・大雪警報が発表された時  
(警戒レベル3以上はすべて含む)
  - (1) 登校前に警報発表中のとき
    - ①レベル3大雨警報またはレベル3土砂災害警報、暴風警報、大雪警報が発表されているときは、警報が解除されるまでお子様を自宅で待機させてください。
    - ②その他の警報または注意報の場合は平常通り授業があります。ただし、洪水や浸水のおそれのある場合はご家庭で判断いただき、安全が確認されるまで自宅で待機させてください。
  - (2) 時間による措置
    - ①午前7時の時点でレベル3大雨警報またはレベル3土砂災害警報、暴風警報、大雪警報の場合は、自宅待機とします。
    - ②午前8時の時点でレベル3大雨警報またはレベル3土砂災害警報、暴風警報、大雪警報の場合は、全日臨時休業とします。
    - ③午前8時の時点及びそれまでに警報が解除された場合は、9時30分より学活をし、第2限目から第4限目まで、午前中45分授業を行います。

④午前6時の時点でレベル3大雨警報またはレベル3土砂災害警報、暴風警報、大雪警報発表中の場合は、給食はありませんので警報が解除された場合は、第1限目から第4限目までの午前中45分授業とします。

(3) 警報が解除された場合

(2)の③項にしたがって登校させてください。しかし、次のように判断された時は登校させないでください。また、その旨を、担任までご連絡ください。

ア 各家庭・地域の被害状況から見て保護者の方が登校困難と判断されたとき。

イ 通学路の状況からみて保護者の方が登校困難と判断されたとき。

(4) 授業中にレベル3大雨警報またはレベル3土砂災害警報、暴風警報、大雪警報が発表されたときは

状況を把握して、直ちに下校の措置をとりますが、状況によっては風雨の小康を待って、安全が確保できるまで学校に留め置くことがあります。

2. 地震発生について

震度5弱以上の地震が発生し、危険が予測される場合は、臨時休業にします。

授業中に震度5弱以上の地震が発生した場合、状況を把握して、直ちに下校の措置をとりますが、状況によっては安全が確保できるまで学校に留め置くことがあります。

3. その他

ラジオ・テレビの報道により和歌山市立中学校に特別措置が発表されたときは、その指示に従ってください。

4. 備考

※ご家庭に連絡の必要がある場合は、「LINE スクール連絡帳」にて連絡させていただきます。

※气象台や交通防災センターに問い合わせをしないようにしてください。